

保育士・保育所支援センターの法定化

【令和7年10月1日施行】

1 背景・目的

保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士職員配置基準の改善や子ども誰でも通園制度の開始も見据え、保育人材の確保策を強化する必要がある。

2 概要

都道府県が、次の業務を行う拠点（保育士・保育所支援センター）としての機能を担う体制を整備するものとする。

- ・保育に関する業務への関心を高めるための広報
- ・保育業務への従事希望者に対する職業紹介、研修の実施などの支援
- ・保育所の設置者に対する就労環境整備の助言 等

3 今後の対応

県では、「日本一生み育てやすい県」を目指し、保育士等の就職あっせんを行う「保育士・保育所支援センター」を、今年度から子ども・若者プロジェクト事業に位置づけ、人員体制や機能強化を図り、保育人材の確保に取り組んでいる。また、保育士資格を有する者であって、現在、保育士として勤務していない者（潜在保育士）に対し、現在の就業状況及び今後の就職のための要望等を調査したところであり、今後の保育士確保策に生かすこととしている。

「日本一生み育てやすい県」への挑戦



二ヵ所の求人票を見て
決めかねている方



求職者向け

キャリア相談による貴方らしい未来発見
(専門のキャリアコンサルタントが伴走型で支援)

求人施設向け

求人アドバイスによる人材確保支援
(採用から人材育成・職場定着まで、人が集まる職場へ)

双方向

求人・人材登録システムによるマッチング
(無料登録で求人情報・人材情報を発信)

相談無料



あなたの就活を
サポートします。

MAP



宮崎県委託事業

宮崎県保育士・保育所支援センター
【お問合せ先】0985-44-2414

〒880-0805 宮崎市橋通東4丁目1-4 宮崎河北ビル7F 株式会社アソウ・ヒューマニセンター宮崎支店内
HP <https://www.miyazaki-hoiku.jp/> メール miyazaki-hoiku@ahc-net.co.jp



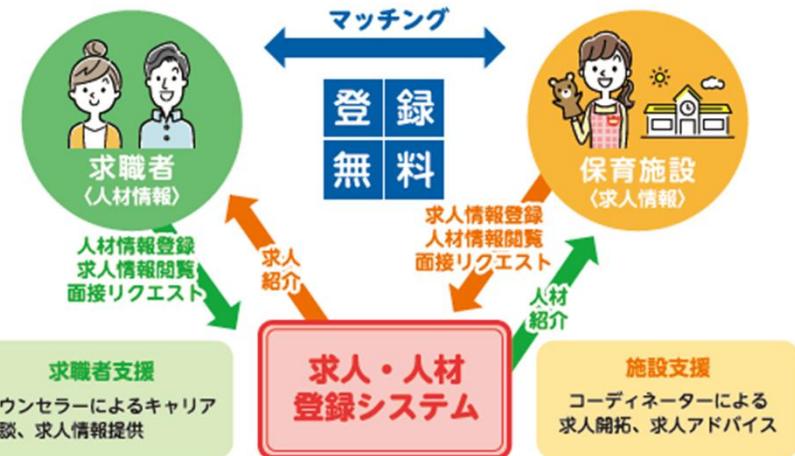
ホームページ



公式LINE

求人・人材登録システムのご案内

保育施設と求職者のマッチングを支援する登録システムです。求人情報・人材情報を登録することで、お互いの情報閲覧や、面接リクエストを行うことができます。



相談窓口のご案内

開所 月曜日～土曜日 9:30～18:30

休み 日・祝・年末年始

相談員

● 就職支援コーディネーター

(国家資格キャリアコンサルタント、AFP2級、行動心理士)

● 保育士コンサルタント

(保育士資格、幼稚園教諭2級免許、保育士子育て支援員研修講師)



※来所相談をご希望の方は、一度ご連絡をお願いします。また、電話・メールでのご相談もお受けします。

※相談窓口に車でお越しの場合は、タイムズ宮崎山形屋駐車場をご利用ください。サービス券をお渡しします。

※土曜日は支援センタービルの東側入口からお入りください。

ハローワーク宮崎

ハローワーク都城

ハローワーク延岡

保育のオシゴト
出前相談

毎月第3火曜日

10:00～16:00

毎月第2水曜日

10:00～16:00

毎月第2火曜日

10:00～16:00

その他の県内のハローワークの日程は、ホームページ等でお知らせします。

※変更となる場合がありますので、予約の際にご確認ください。

地域限定保育士の創設

【令和7年10月1日施行】

1 背景・目的

保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地域間に格差がある。特に不足するおそれが大きい地域について、集中的に保育士確保の取組を強化する必要がある。

2 概要

都道府県が、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きい場合に、地域限定保育士試験の実施を国に申請し、国が適当と確認した場合に実施できるもの。

地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、一定の勤務経験がある者は、申請によって、全国で働くことができる通常の保育士の登録が受けられる。

3 今後の対応

県では、「日本一生み育てやすい県」を目指し、本年度は「保育士・保育所支援センター」の機能強化や潜在保育士に対する調査を実施したところである。また、保育士修学資金貸付において、貸付要件となる家計基準を令和7年度より緩和したことから、その効果を見極めながら判断していく。

保育所等の職員が行った児童への虐待についての通告義務

1 背景・目的

【令和7年10月1日施行】

保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等にこどもを預けられるよう環境を整備する必要がある。

2 概要

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報を義務とする。
- ・通報を受けた都道府県知事等が、通報等の内容に係る事実確認や児童等の安全な生活環境を確保するために必要な措置を行う。
- ・当該都道府県知事等が行った措置に対して児童福祉審議会等が意見を述べることができる。
- ・毎年度の域内の虐待の状況等について、都道府県知事等が公表する。

3 今後の対応

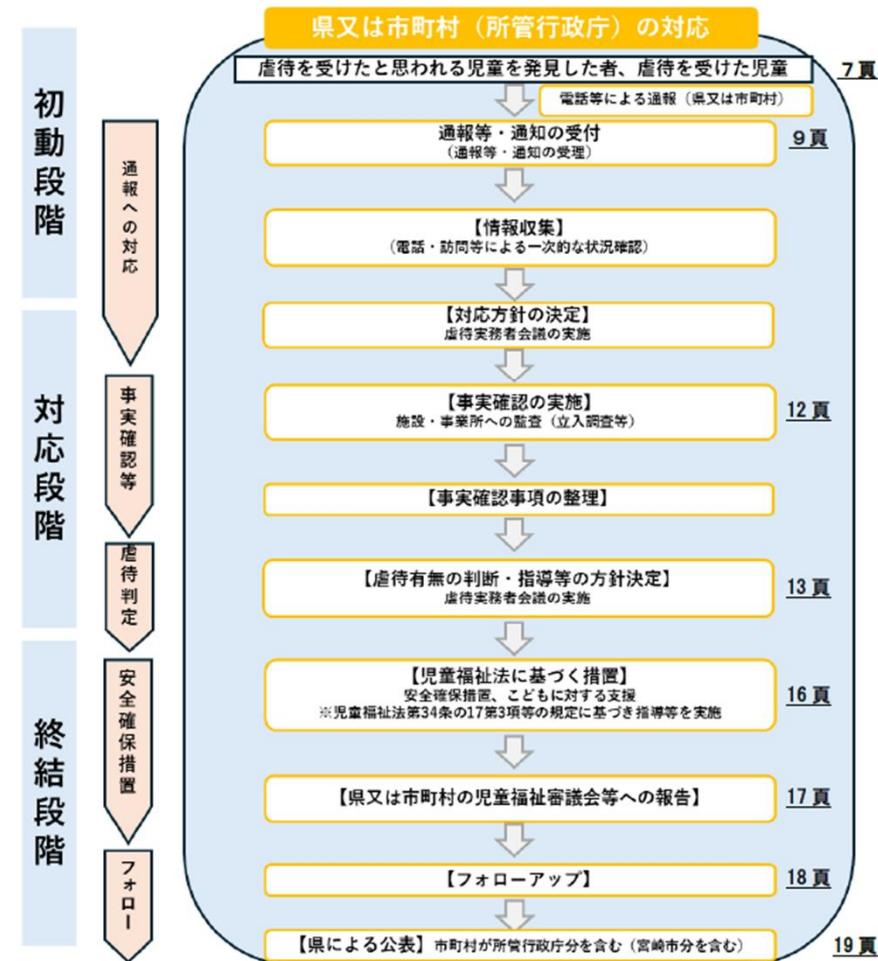
「保育所等における虐待対応ガイドライン（令和7年9月宮崎県こども政策課）」に基づき、市町村と連携して対応する。また、保育所等に対して、宮崎県幼児教育センターのスーパーバイザーによる園訪問支援や虐待防止に関する研修の受講等を促し、虐待の未然防止を図る。

保育所等においても、上記2のとおり、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は通報しなければならない。

虐待対応の全体像（県又は市町村が所管行政庁の場合）

【対象施設・事業】

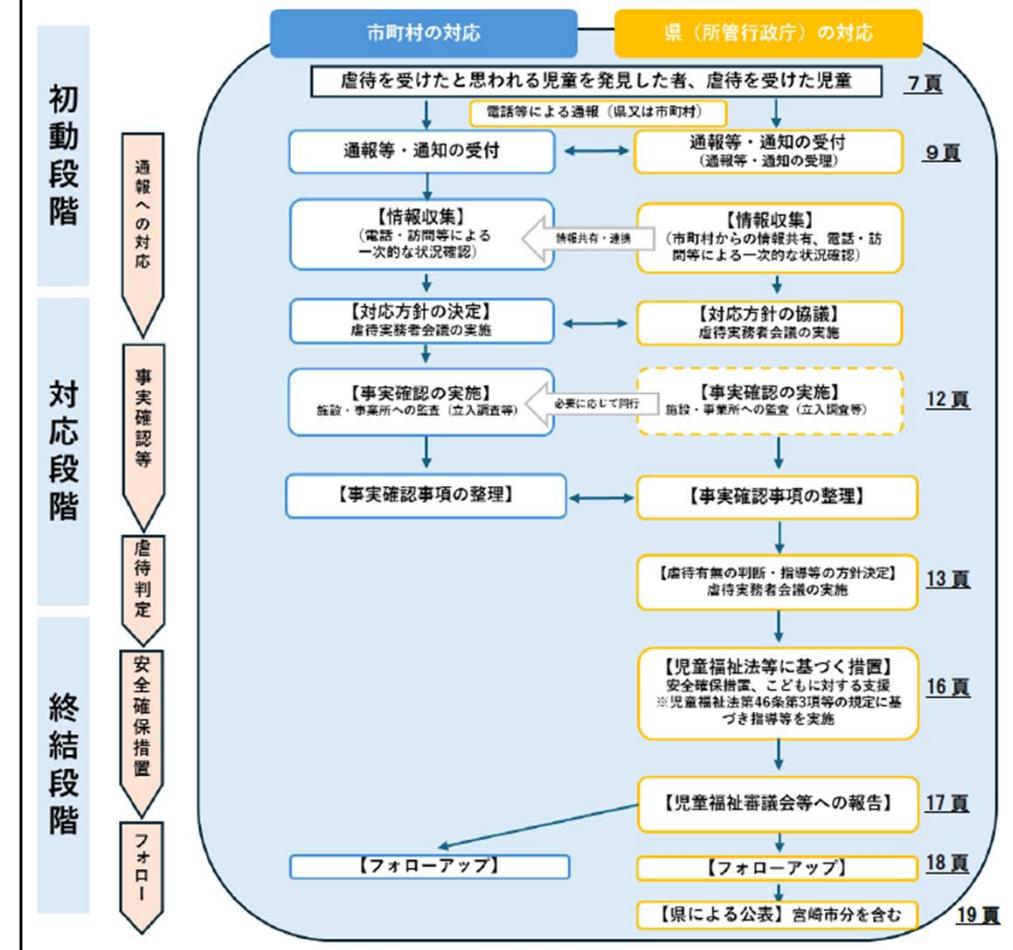
- 市町村が所管行政庁：家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業
- 県が所管行政庁：児童館



虐待対応の全体像（県・市町村連携の場合）

【対象施設・事業】

- 保育所、認定こども園、私立幼稚園、一時預かり事業、病児保育事業、認可外保育施設



満3歳以上限定小規模保育事業の創設

【令和8年4月1日施行】

1 背景・目的

従来の小規模保育事業は、基本的に0～2歳児を対象としており、地域の実情等に応じて0～5歳児までの設定とすることが可能であった。3歳以上のこどもについても、集団生活を過ごすことが苦手な子どものニーズなど、子どもの保育の選択肢を広げる必要がある。

2 概要

保育を必要とする児童であって満3歳以上ののみの小規模保育事業の実施を可能とする。

3 今後の対応

市町村を通じ、ニーズの把握に努めるとともに、必要な支援（運営費の負担（施設側：人件費等、利用者：利用料の一部等））を行う。

※現時点で実施予定なし。

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の支援給付の創設

1 背景・目的

0歳から満3歳未満の子どもの約6割が未就園児であり、不安や悩みを抱えている保護者への支援の強化や、子どもの健やかな成長につながる豊かな経験・出会いの機会の提供が求められている。

【令和8年4月1日施行】

2 概要

- ①対象児童：保育所や認定こども園等に在籍していない生後6か月から満3歳未満の子ども
- ②実施事業所：保育所や認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点等
※基準を満たしていれば施設類型を問わない
- ③利用可能時間：子ども一人あたり月10時間を上限
- ④実施主体：県内26市町村
- ⑤負担割合：子ども・子育て支援納付金1/2、国1/4、都道府県1/8、市町村1/8

3 今後の対応

令和8年4月の本格実施に向けて、市町村における関係条例の改正や認可手続き等、毎月の進捗管理を、国の進捗管理表に基づき行う。

※現時点で、26市町村192施設で実施予定

子ども性暴力防止法の施行に伴う対応

【令和8年12月25日施行予定】

1 背景・目的

子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない中、性暴力等が子ども・若者の権利を著しく侵害し、心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることから、「すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題となっている。

2 概要

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じること等を義務付ける。

3 今後の対応

国から発出される通知文等について、引き続き、関係施設や市町村、保育関係団体へ遺漏なく周知するとともに、今後の具体的な対応について遅れのないよう、国の動向を注視する。

また、関係施設においては、①被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備や、②従事者の性犯罪前科の有無の確認、③性暴力のおそれがあると判断される場合の子どもの接触回避策、④性犯罪前科等の情報の適正な管理等の対応が求められる。

令和8(2026)
12/25
施行予定

教育・保育などを行う事業者の皆さんへ こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point 1 制度開始後、対象事業者は、従事者に、
性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point 2 性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point 3 制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際 誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認しておいてください。**

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。
学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	<ul style="list-style-type: none">学校（幼稚園、小中高）認可保育所、認定こども園児童養護施設障害児施設 など	<ul style="list-style-type: none">認可外保育施設一時預かり、病児保育放課後児童クラブ学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	<ul style="list-style-type: none">教員、部活動指導員保育士児童指導員児童発達支援管理責任者 など	<ul style="list-style-type: none">保育従事者子育て支援員研修等受講者放課後児童支援員塾講師、指導員 など

今後、皆さんにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

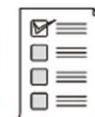
- 就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと
 - 採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと
- 等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項（性犯罪前科の確認、研修受講等）の周知をお願いします。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いすることになります。



※1 令和8(2026)年12月25日以降を予定しています。

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法 検索 ○



2025年9月作成